

災害時における物資調達に関する協定書

三条市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三条市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達の協力を要請することができる。

（救助物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

- （1） 段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品
- （2） その他乙の取扱商品

（要請手続）

第4条 甲が乙に対して行う物資の調達要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は自身の被災等で前条の要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

- 2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。
- 3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の代金等）

第7条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定するものと

する。

(代金等の請求及び支払)

第8条 乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

(報告)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者並びに物資の在庫品目及び数量等について資料の提出を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の延長について何らかの申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 2月 7日